

論文の内容の要旨

論文題目

脱植民地化期シンガポールのイスラム法制論争：
マレーシア地域における二元法制の起源

氏名 光成 歩

本論の目的は、1950年代から1960年代半ばまでのシンガポールのイスラム法制整備過程を検討し、マレーシア地域における二元法制の形成を論じることである。二元法制とはムスリムと非ムスリムとが異なる法枠組みの対象となる法体制を指す。本論は、この二元法制が脱植民地化期に作り上げられたこと、また二元法制というあり方は、圧倒的多数派の存在しない多民族社会というマレーシア地域の特質に規定されて展開したものであることを明らかにする。本論では、1961年マレーシア構想で示された現在のマレーシア、シンガポール、ブルネイを合わせて「マレーシア地域」と呼び、脱植民地化期にイスラム法制をめぐる活発な議論が交わされたシンガポールの事例から、マレーシア地域全体の理解につながる二元法制の論理を析出する。本論は、イスラム法制が独自の管轄と機構を整える過程と、それにより一般の法制との間の境界や差異を際立たせる過程の並行関係に着目する。具体的には、法制をめぐる論争を検討し、法制定者、ジャーナリスト、女性活動家らの法制改革構想やその変遷から、二元法制の形成を跡づける。脱植民地化期はマレー人ナショナリズムの隆盛期であったが、本論の作業を通して、イスラム主義者の言説とその担い手の中核であった混血ムスリムや外来ムスリムをマレーシア地域史に再定位する。また、イスラム法制史において重視されてこなかった非ムスリムや女性活動家の役割を明らかにする。

本論ではまず、植民地政府に対するイスラム法制への取り組みを促進した動きとして、マレー人に育てられたオランダ人少女の親権をめぐる国際司法紛争と、これを機に形成されたイスラム法運用の問題に関する論争に着目する。紛争を契機に発言力を増したのは、幼児婚や高い離婚率を問題視していた女性活動家や、イスラム法制の改革を求めてきた穏健ムスリム指導層であった。両勢力は対立していたが、ムスリムの離婚問題に対処するとしてムスリム法廷設置の動きが現実味を帯びると共に主張を接近させ、シャリーア裁判所設立に至った。この時期には、ムスリムと非ムスリムに一律の婚姻法改革を適用すべきとの議論があり、これを退けてムスリムが独自の婚姻法改革に着手したことになる。

1950年代から1960年代にかけての十数年は政治的变化が激しく、シンガポールの政府は植民地政府、自治政府、マレーシアの一州としての政府、そして独立国家の政府へと変遷していた。イスラム法制に対する政府の態度やこれを審議する議会の構成・立場が変化することで、イスラム法制と非ムスリムを対象とする法制との関係性は変化してきた。その一例が、「イスラム的」な遺言条項の変化である。植民地政府は、多元的社会シンガポールで特定の集団にのみ規制を課すべきでないとの立場から、ムスリム指導層の要望を押し切って法案の（「イスラム的」な）遺言条項を変更した。しかし自治政府に移行後、遺言条項は元の形で復活することになった。政府や議会構成の変化に伴い、イスラム法制を審議する範囲がムスリムに限定されて行き、また少数のエリートよりもムスリム大衆の要望を反映させるべきとする論調が強まっていったことの表われであった。

ただし、こうした趨勢の一方で、イスラム法制は、シンガポール社会全体が共有する問題への対応の一部として位置づけられてもいた。この時期、婚姻における女性の地位向上はムスリムのみならず全てのコミュニティの課題でもあったのだ。自治政府は、女性の地位向上を公約に掲げ、一夫多妻婚の廃止と離婚事由の男女平等化を盛り込んだ女性憲章を導入した。ムスリムは一夫多妻婚を非合法化する条項の適用は免除されたが、イスラム法制の枠組みでも多妻婚の抑制が制度化された。このような女性憲章とイスラム法制という二つの婚姻法の並列状況は、二元法制の形成に関わる二つの争点を浮上させた。第一に、二つの法制が異なる婚姻規定を持つことで、改宗によるバーゲニングへの処遇など、越境的事例への対処の必要が生じた。第二に、二つの法制がその機構や理念において同質性を高めたことにより、イスラム法制の独自性についての問題が提起された。一連の法制草案者アフマド・イブラヒムは、女性憲章を、ムスリム諸国において導入された改革と同様の理念を持つものであるとし、女性憲章とイスラム法制が同質化することを積極的に肯定し

た。一方、ジャーナリストのアフマド・ルトフィは、イスラム法独自の男女の権利体系と女性憲章とは根本的に異なるとして、差異を強調した。非ムスリムの改革婚姻法である女性憲章の存在が、一方では公平さを追求する論理を、他方では差異を追求する論理を生んだのである。この論争は、シンガポールがマレーシアから分離し独立し、社会的要請の枠組み自体が変化したことで一応の均衡に達した。シンガポールのイスラム法制は、ムスリム諸国の先例に倣う形を取りながらも、女性憲章との均衡に明確な重点を置いた。ムスリムのための法枠組みを確保しつつ、内容面で非ムスリムの婚姻法に肩を並べるというシンガポールの二元法制が成立したのである。シンガポールでの二元法制形成に見られた二つの論理のせめぎ合いと、これを均衡させた存在感のある非ムスリム人口という要件は、マレーシア地域全体に見出せる。マレーシア地域における二元法制の形成および展開の検討に本論の知見を活かし、分析を深めることを今後の展望とする。